

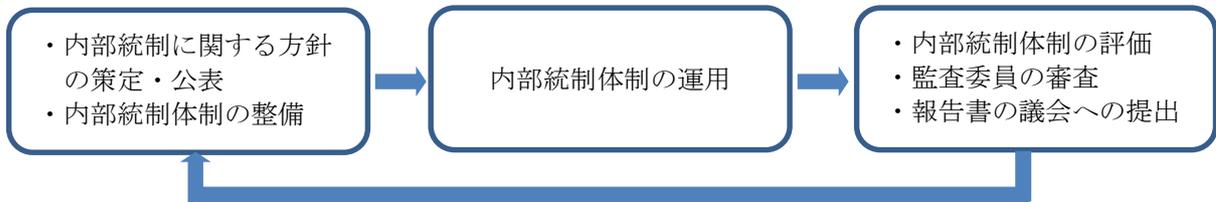
総務委員会

総務部政策法務課

内部統制の取り組みについて

1 地方公共団体における内部統制制度（令和2年4月1日施行 改正自治法の概要）

- 都道府県知事及び指定都市の市長は、内部統制に関する方針を定め、これに基づき必要な体制を整備（地方自治法（以下「法」という。）第150条第1項）
- 方針を策定又は変更した長は、遅滞なく公表（法第150条第3項）
- 方針を策定した長は、毎会計年度、内部統制報告書を作成し、監査委員の審査を経て、議会に提出（法第150条第4項、第5項、第6項）



【内部統制体制とは】

地方公共団体における事務が適切に実施され、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、事務を執行する主体である長自らが、行政サービスの提供等の事務上のリスクを評価及びコントロールし、事務の適正な執行を確保する体制。

つまり、組織内で業務を適切に、そして効率的に行えるようにルールを整備し、組織内の全員がそのルールを守って、業務を行う体制を整えること。

＝リスクへの対応策の決定、取り組みへの点検・評価を「文書化」「見える化」

2 本市における内部統制の取組（案）

| 地方公共団体に求められる内部統制体制の骨格 | 本市の対応状況（案） |
|---|--|
| <p>(1) 長が内部統制に関する方針を策定、公表</p> <p>【方針に盛り込む事項】</p> <p>①内部統制の目的</p> <p>②内部統制の対象とする事務</p> <p>③法第150条第1項に規定する内部統制に関する方針である旨</p> <p>④長の氏名</p> | <p>・浜松市内部統制基本方針を策定（3月総務委員会にて報告、公表）</p> <p>※基本方針構成要素案は資料1参照</p> |

| 地方公共団体に求められる内部統制体制の骨格 | 本市の対応状況（案） |
|---|---|
| <p>(2) 各部署の取り組みに関する基本方策</p> <ul style="list-style-type: none"> 各部署が継続的に実施すべき事項を定める。 <p>具体的には①各部局でのリスクの洗い出し⇒②マニュアル等の対応策の整備⇒③日常業務を通じたチェック⇒①' リスクの再評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務の見える化、標準化に基づく自主点検など自律的な取り組みを推進。 | <ul style="list-style-type: none"> 「①リスクの洗い出し→②対応策の決定→③自己点検・モニタリング→④有効性の評価・改善」のPDCAサイクルにより、評価シート及び実施計画表を作成し、運用する。 9月から各部区局でリスク洗い出し、対応策の整備、10月からは自己点検、評価をトライアルとして実施中。トライアルを通じて課題や不備を確認し、令和2年4月からの円滑実施を目指す。 <p>※PDCAサイクルのイメージは資料2参照</p> |
| <p>(3) 全庁的な取り組みを推進するための体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 内部統制担当部署の設置。 全部署で上記PDCAの取り組みを徹底するための支援や監督を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> 内部統制担当部署 制度統括課（推進担当、評価・検証担当）： 政策法務課経営推進担当 制度所管課： 全庁的に共通する事務の所管課 全庁的に内部統制を推進する組織として、既存のコンプライアンス推進会議を内部統制の意思決定機関として位置づけ、支援監督を行う。 法律の義務付けは市長部局に限定されているが、各行政委員会、公営企業等も対象とする予定。 <p>※全庁的な推進体制は資料3参照</p> |

3 今後の予定

| 時期 | | 内容 |
|-------|-------|---|
| 令和元年度 | 3月 | <p>【議会報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> 内部統制に関する方針の策定 → 公表 内部統制体制の整備 |
| 令和2年度 | 4月～3月 | <ul style="list-style-type: none"> 内部統制体制の運用 |
| 令和3年度 | 4月～6月 | <ul style="list-style-type: none"> 内部統制体制の評価 |
| | 6月～7月 | <ul style="list-style-type: none"> 監査委員の審査 |
| | 8月 | <ul style="list-style-type: none"> 内部統制評価報告書の議会への提出 ※＜参考＞資料参照 |

浜松市内部統制基本方針構成要素(案)

1 内部統制の目的

浜松市の内部統制の目的を示し、それぞれの目的について、どのような観点から実施するのかを記載

(1) 業務の効率的かつ効果的な遂行

業務の目的の達成に向け、効率的かつ効果的にその業務を遂行すること

(2) 財務報告等の信頼性の確保

組織の財務報告又は非財務報告に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保すること

(3) 業務に関わる法令等の遵守

業務に関わる法令その他の規範を遵守すること

(4) 資産の保全

資産の取得、使用及び処分が正当な手続及び承認の下に行われるよう、資産の保全を図ること

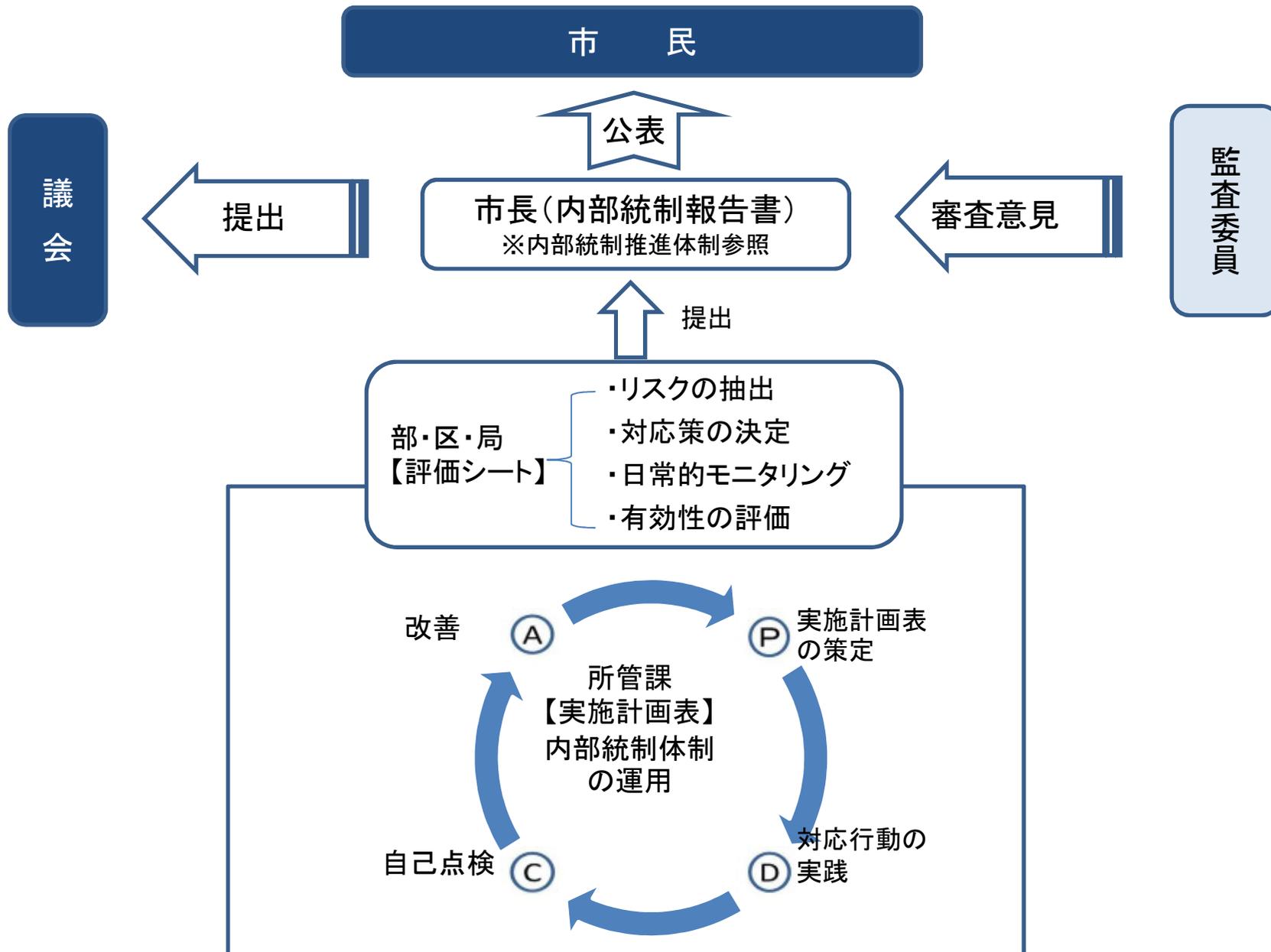
2 内部統制が対象とする事務

- ・予算執行が伴う事務(地方自治法第150条第1項第1号の規定に基づく財務に関する事務)
- ・長が認める事務

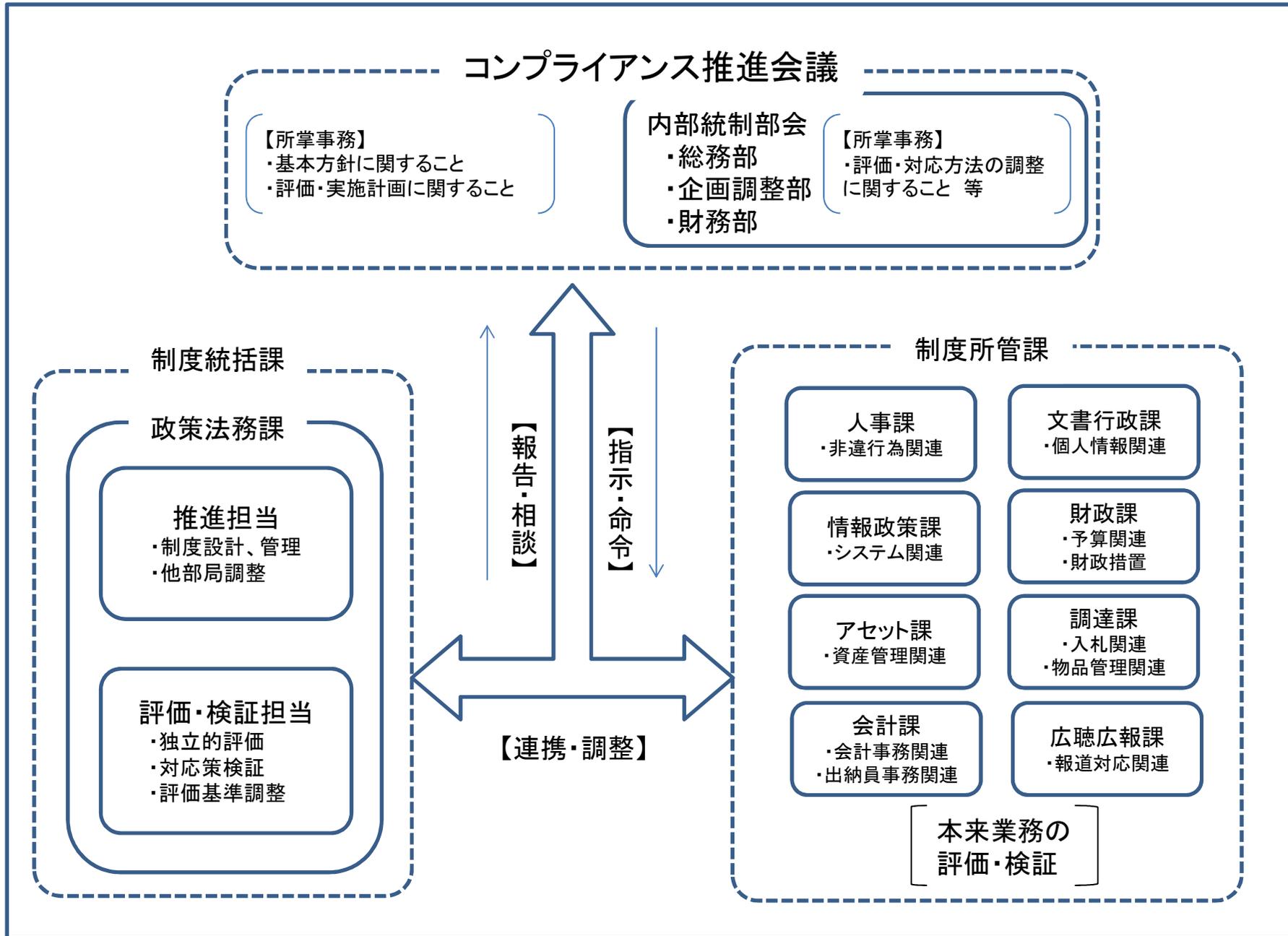
3 内部統制の整備・運用状況の報告

- ・内部統制報告書の作成
- ・監査委員の意見を付し、議会へ提出、市民への公表

内部統制報告・公表・PDCAイメージ(案)



内部統制推進体制(案)



記載例 4（評価：運用上の重大な不備あり、審査：相当（略））

【長による評価結果】

●●市長○○○○は、地方自治法第 150 条第 4 項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

●●市長○○○○は、●●市の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、●●市においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成●年●月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「●●市内部統制に関する方針」（平成●年 4 月 1 日）を策定し、当該方針に基づき財務に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っております。

（※団体ごとの判断により、整備状況及び運用状況の概要について加筆）

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、または、当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

2 評価手続

●●市においては、平成 N-1 会計年度を評価対象期間とし、平成 N 年 3 月 31 日を評価基準日として、ガイドラインの「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、財務に関する事務に係る内部統制の評価を実施いたしました。

（※全庁的な内部統制の評価項目に加除修正を行った場合には、当該加除修正について記載するなど、使用した評価項目がわかるように記載）

3 評価結果

上記評価手続のとおり、ガイドラインに規定する評価作業を実施した限り、評価対象期間中の運用上の重大な不備を把握したため、●●市の財務に関する事務に係る内部統制は評価対象期間において有効に運用されていないと判断いたしました。

4 不備の是正に関する事項

当該運用上の重大な不備については、税務課において、税務担当職員の過失により、累計 100 万円を超える現金が適時かつ適切に管理されなかった結果、紛失されていたものであり、評価対象期間終了後に出納整理を行う過程で把握されました。把握後、速やかに対応を行った結果、適切な状況を回復しておりますが、●●市における税務行政に対する信用の低下を招いたものと考えております。平成 N 会計年度においては、こうした不備の再発を防ぐため、現金の取扱いについて周知・徹底するとともに、関係職員に対し重点的な研修を実施します。

平成 N 年 6 月 〇 日

●●市長 ○〇 ○〇